

令和8年版 水循環白書について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和8年7月



「健全な水循環」ロゴマーク

令和8年版水循環白書の構成

水循環白書は水循環基本法（平成26年法律第16号）第12条に基づき毎年国会に提出。

特集 水循環とリスク ～国民の暮らしと未来を守るために～

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」が取りまとめられたところ。このような中、水循環が直面している様々なリスクのうち、特に、気候変動の影響と水インフラの老朽化を中心に、その課題解決に向けた取組を特集。
- 気候変動については、その影響によって無降水日数が増加するなど水循環に変化が生じ、洪水、渇水、生態系への影響等が懸念。将来にわたり水の恵みを享受するため、これらのリスクを踏まえた河川の整備や「渇水対応タイムライン」の作成等を推進。
- 水インフラについては、今後その老朽化が急速に進むほか、令和6年能登半島地震による上下水道の被災や埼玉県八潮市での事故などにより、国民生活や産業活動に大きな影響が発生したことも踏まえ、耐震化等の対策や戦略的な維持管理を推進。
- くわえて、水インフラの運営や維持管理・更新に携わる人材確保が困難になる中、水インフラの持続可能性を確保するため、デジタル技術を活用しつつ、行政、企業、住民など多様な主体が連携して取り組む「流域マネジメント」を推進。

第1節 気候変動が水循環と暮らしに与える影響

第3節 未来を守るための取組と国民参加

第2節 水循環を支える水インフラの現状と課題

令和7年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等

－流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み－

第2章 地下水の適正な保全及び利用

第3章 貯留・^{かんよう}涵養機能の維持及び向上

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

第9章 科学技術の振興

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

第1節 気候変動が水循環と暮らしに与える影響

○近年、地球温暖化等の気候変動の影響により水循環に変化が生じ、洪水、渇水、生態系への影響など様々な問題が顕在化。

○そこで、引き続き将来にわたって水の恵みを享受していくためには、水循環に対する気候変動のリスクを踏まえた対応が重要。

<令和7年夏渇水対応事例>

○令和7年夏に東北地方や日本海側を中心とした渇水が発生。

○降水量は北・東・西日本日本海側と北日本太平洋側でかなり少なく、東日本日本海側では、昭和21年の統計開始以降、7月として1位の少雨となった。

○特に宮城県の鳴子ダム流域では、6～8月の雨量が直近30年間で最小となる219mmにとどまり、7月29日にダムの貯水率が0%となった。

○この時期は稲が水を必要とする出穂期と重なっていたため、ダムの最低水位以下にある貯留水を活用し、かんがい用水の補給を実施。

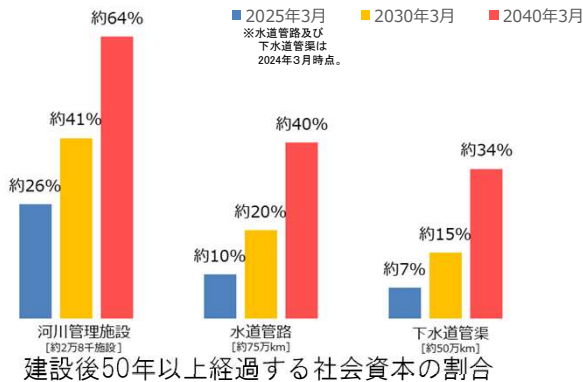


鳴子ダムからの「異常渇水補給」

○令和7年夏渇水では、渇水体制がとられた16水系で「渇水対応タイムライン」が作成されており、円滑な調整・対応が図られた。

第2節 水循環を支える水インフラの現状と課題

○国民生活を支える重要な基盤である水インフラは、高度経済成長期以降に急速に整備されたものが多く、老朽化対策が必要。



○また、令和6年能登半島地震等の大規模な自然災害や事故により水インフラが被災し、国民生活や産業活動に大きな影響が生じるおそれ。

○令和7年1月に埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故により、国民生活に大きな影響が発生。

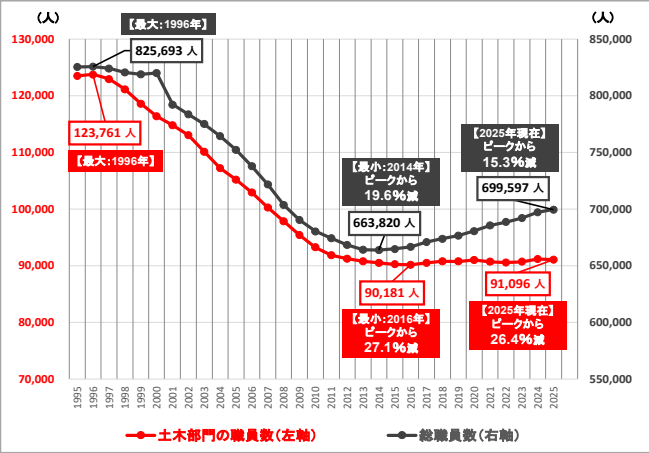
○そこで、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、予防保全型メンテナンスによる戦略的維持管理や耐震化等の対策を推進。

<「第1次国土強靱化実施中期計画」KPIの一例>

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
国管理河川(約10,000km)のうち、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべき河川管理施設(堤防:約5,200km、樋門・樋管等:約2,600施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率	60% (R5)	72% (R12)	100% (R22)
損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路	0% (R6)	100% (R12)	100% (R12)
給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	9% (R5)	30% (R12)	100% (R36)

第3節 未来を守るための取組と国民参加

○市区町村の土木部門の職員数は平成8年のピーク時から減少したまま横ばいの状況。



市区町村における部門別職員数の推移

○そこで、上下水道分野では、「複数自治体による事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)」を推進。

○また、メンテナンスに関する上下水道DX技術の全国への標準実装を推進。

○このほか、国民参加による「流域マネジメント」の推進が重要であることから、マネジメントの普及と活動の活性化を図る「流域水循環計画」の策定を推進。

○さらに、官民一体の流域マネジメントに寄与する取組として、水循環に資する取組を行う企業の登録・認証を推進。

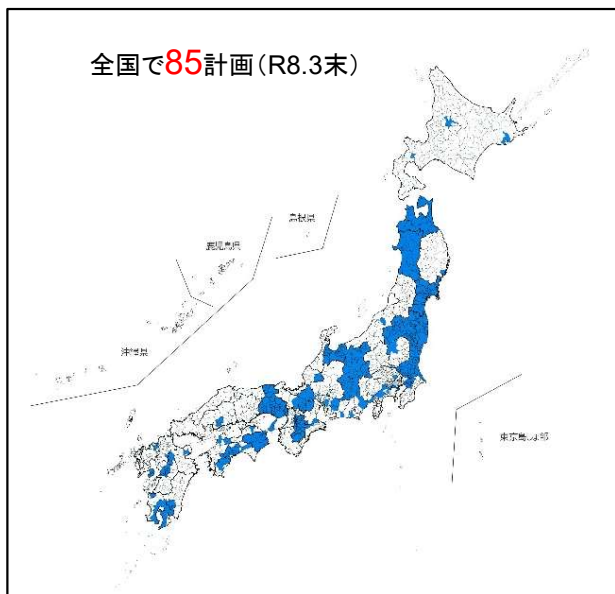


住民参加による地下水位の計測と掲示の様子

令和7年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等 ―流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み―

- 流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」は全国で85計画まで増加。



流域水循環計画が策定されている地域

- 地方公共団体等からの依頼に基づき、有識者等を派遣して流域水循環計画の作成等に関して助言等を行う水循環アドバイザー制度において、令和7年度は7の地方公共団体への支援を実施。



水循環アドバイザーによる高校生を対象としたワークショップ
(長野県小諸市)

第2章 地下水の適正な保全及び利用

- 地下水マネジメントを進める地域で観測、収集された地下水位、水質、採取量等のデータを、関係者が相互に活用することを可能とする「地下水データベース」の運用及び普及を促進。



「地下水データベース」の概要

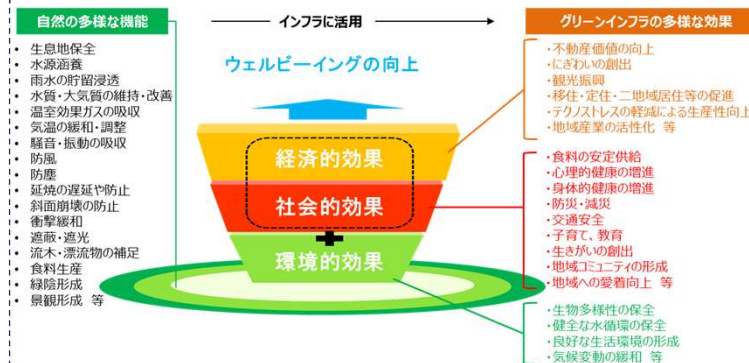
- 災害時の代替水源として地下水等の活用を推進するため、有識者会議の議論を踏まえて「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を令和7年12月に新設井戸の整備に関する考え方も含めて改訂。ウェブサイトでの公開及び地方公共団体向け説明会も実施。



井戸(地下水)の活用事例

第3章 貯留・涵養機能の維持及び向上

- 森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を推進。
- 令和8年1月に、前戦略を全面改定し「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定。本戦略では、グリーンインフラの定義・効果等の整理に加え、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」に向けた分野横断的な環境整備策と、国土交通省の関連施策を体系的に示し、全体の方向性を提示。



グリーンインフラの定義・効果

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等

- 危機的渇水を想定した行動計画「渇水対応タイムライン」の策定を推進し、既公表32水系に加えて、令和7年度は、新たに10水系で公表。累計で42水系が策定。
- 令和7年11月から、木曽川水系の水資源開発基本計画の見直しに着手し、「国土審議会水資源開発分科会木曽川部会」において、新たに「流域総合水管理」を踏まえた審議を実施。
- 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会を開催し、今後の良好な環境の創出に係る施策推進など水環境に関する制度について検討を開始。

令和7年度 政府が講じた水循環に関する施策

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

- 水循環教育に関する教員等のスキルアップを目的とした「水循環教育スキルアップ講座」を実施。
- さらに、水循環に関する普及啓発を目的とするパネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう！」による巡回展示に取り組み、令和7年度は13か所で実施。



水循環に関するパネル・映像展示セット

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

- 水循環基本法では、8月1日を「水の日」として定め、令和7年度は、地方公共団体等の協力の下に、「水を考えるつどい」、「全日本中学生水の作文コンクール」、「水資源功績者表彰」などのほか「水の日」にふさわしい事業を345件実施。
- 全国の施設を「水」を連想させる青色の光で彩る「ブルーライトアップ」の取組に、令和7年度は199施設が参加。



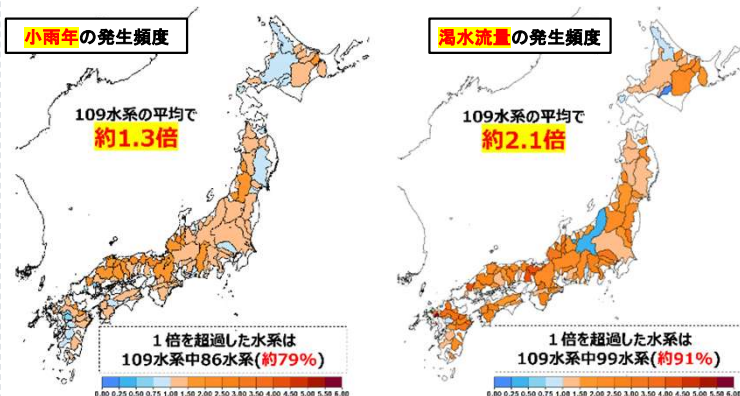
ブルーライトアップ

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- 企業による健全な水循環に資する取組の更なる促進を図る目的で、令和6年7月に創設した「水循環企業登録・認証制度」において、令和7年度は、水循環に資する取組を積極的に実施している145社を「水循環ACTIVE企業」として認証、取組に関心のある3社を「水循環CHALLENGE企業」として登録。
- 令和8年1月には登録・認証した企業等を対象に「水循環企業連携フェア」を、約50社・団体から約120名、WEB配信では約70社・団体から約100名、計約220名の参加の下、開催。
- 水源地域の持続的かつ自立的な未来形成に向け、「水源地域未来会議」を東京都と岩手県で開催し、事例紹介や講演を通じて地域間の連携と新たな取組を促進。

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- 気候変動が水資源管理に与える影響を俯瞰的に把握するため、109の一級水系で流出解析を実施し、少雨年（1/10非超過確率）と渇水流量の発生頻度の変化を、令和7年9月に公表。



気候変動による雨量や渇水流量への影響(2℃上昇した場合)
出典: 西村宗倫ら(2025)土木学会論文集(地球環境)

第9章 科学技術の振興

- 全国1 km解像度の河道網を基盤に、農業水利施設情報と土地利用データ等から推定した農業水需要を統合した数値モデルを構築。多様な空間スケールにおいて、水需給の逼迫状況や渇水リスクを可視化できる基盤を整備。
- 森林流域での継続的な水文観測と、森林変化や気候変動が水資源供給量に与える影響を予測するため、様々な気候条件下における森林からの水の流出予測モデルを研究開発。

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 国連で決議された「世界湖沼の日」の履行に向け、世界湖沼会議において、我が国の湖沼水環境政策を世界に向けて情報発信。

また、「世界湖沼の日」制定記念フォーラムが滋賀県で開催され、世界湖沼の日の制定を契機に湖沼の次世代への継承や地域社会の持続可能な発展実現について発信。



「世界湖沼の日」制定記念フォーラム

- 令和7年9月にマレーシアで開催されたICID国際会議に参加し、日本のかんがい排水分野の技術、研究成果等を発信。また、日本の2施設が世界かんがい施設遺産に新たに登録。



世界かんがい施設遺産認定式